

◎日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定

(略称) 中国との商標保護協定

昭和五十二年九月二十九日 北京で署名

昭和五十二年十一月二十二日 東京で確認通告の交換

昭和五十三年三月一日 効力発生

昭和五十三年二月十三日 公布及び告示

(条約第二号及び外務省告示第五一号)

目次

前文

ページ

第一条 商標権等に関する最惠国待遇
第二条 効力発生、有効期間及び終了
末文

中华人民共和国和日本国商标保护协定

日本国と中華人民共和国との間の商標の保護に関する協定

前文

日本国政府及び中華人民共和国政府は、一千九百七十二年九月二十九日に北京で発出された両国政府の共同声明の精神に基いて、商標の保護について両国間の貿易關係を一層発展をむかへしを希望し、友好的な協議を経て、次のとおり協定した。

第一条

商標権等
待遇
に
最
惠
國
待
遇

これがの一方の締約国の法人（外国貿易機構を含む）及び自然人も、他方の締約国の領域内において、商標権その他の商標登録に関する権利を享有することに關して、いかなる第三國の法人（外國貿易機構を含む）及び自然人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。自然人所享有的待遇。

中华人民共和国政府和日本国政府，根据一九七二年九月二十九日在北京发表的两国政府联合声明的精神，本着保护商标以进一步发展两国贸易关系的愿望，经过友好协商，达成协议如下：

第一条

缔约任何一方的法人（包括对外贸易机构）及自然人，在缔约另一方的领土上，在取得商标权及其他有关商标注册权利方面，应享有不低子任何第三国法人（包括对外贸易机构）及自然人所享有的待遇。

第二条

第11条

効力発生、
有効期間
及び終了

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とする手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日から三十日以内に効力を生ずる。この規定は、三年間効力を有するものとし、その後は、²の規定で定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

一、本協定在各自国家履行为生效所必要的国内法律手續并交換確認通知之日起的第三十天开始生效。本協定有效期为三年，三年之后，在根据本条第二款的规定宣布終止之前，继续有效。

2 これが一方の締約國も、¹摘要前に他方の締約國に依りて文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間満了の際又はその後いつでもこの協定を終了せらるんとする。

二、締約任何一方在最初三年期滿或在其后，可以在三个月之前，以书面预先通知締約另一方，随时終止本協定。

千九百七十七年九月二十九日に北京で、ひとしめ出文やあく日本語及び中国語によつて本書一通を作成した。

日本政府のため

佐藤正一

本協定于一九七七年九月二十九日在北京签订，正本共两份，每份都用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。

中華人民共和国政府のため

李強

中华人民共和国政府代表

日本国政府代表

佐藤正二

(参考)
この協定は、商標権その他商標登録に関する権利の享有に関する最惠国待遇について定めたものである。